

## 再意見書

平成 24 年 3 月 1 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 540-8511  
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぼちょう ばん ごう  
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 1 5 号  
(ふりがな) にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ  
氏 名 西日本電信電話株式会社  
おおたけ しんいち  
代表取締役社長 大竹 伸一

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 24 年 1 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

別紙

## 接続約款の変更案への意見に対する再意見

—平成 24 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に係る接続約款の措置—

平成 24 年 3 月 1 日  
西日本電信電話株式会社

| ＜H2区分 NGN接続料 再意見＞ | 他事業者意見   | 当社意見  |
|-------------------|--|---|
| オープン化             | <p>＜NGN をオープン化すべきとのご意見＞</p> <p>平成20年3月に商用開始したNTT-NGNでは一定のアンバンドルが実施されましたが、中継局接続機能や収容局接続機能においてはほとんど接続実績がない状況が続いています。これは、PSTNにおいてはコア網及びアクセス網の機能がオープン化され、GC/IC接続の実現等により多様なサービスが展開され競争環境が整備されてきた一方で、NTT-NGNにおいては依然としてオープン化が不十分であるためです。</p> <p>弊社共としては、今後引き続きGC接続類似機能やプラットフォーム機能等のオープン化に係る検討を進めていく必要があると考えており、総務省殿においてはNTT東西殿の取組みや接続協議の状況等も注視した上、可及的速やかに必要なルール整備を図っていただくべきと考えます。なお、NGNのアンバンドル化については「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」情報通信審議会答申（平成23年12月20日）（以下、「ブロードバンド答申」という。）において「・・①『具体的な要望があること』、②『技術的に可能であること』という考え方にに基づき、③『過度な経済的負担がないことに留意』しつつ判断」と記載されているところです。加えて、弊社共が従前から要望しているGC接続類似機能のアンバンドルについては、現在光接続料の分岐単位接続料に関する検討が進められている接続委員会にて検討を行うことが適当とされています。ブロードバンド答申の考え方に基づけば、GC接続類似機能は『①具体的な要望』があり『②技術的に可能である』ものに該当するものと考えており、経済的負担を軽減した上で実現する方策を接続委員会にて判断すべきと考えます。</p> <p>また、プラットフォーム機能等のオープン化に係る検討を進めていく上では、接続事業者からNTT東西殿へ要望するに当たり、接続事業者側ではNTT-NGNの詳細な技術仕様がわからない点も踏まえ、NTT東西殿からは技術的な可否、及び網改造が必要な場合はその規模等の回答と併せて、接続事業者が要望する</p> | <p>「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」の答申（平成20年3月）において、NGNにおけるアンバンドルが必要な機能は、『フレックスサービス（収容局接続）に係る機能』『IP電話サービス（IGS接続）に係る機能』『イーサネットサービスに係る機能』『中継局接続』の4つと整理されており、当社はそれに従ってアンバンドル機能の設定を行っています。</p> <p>当社としては、オープン化の具体的なご要望があれば協議に応じさせていただく考えですが、「GC接続類似機能」については、これまで再三申し上げてきたとおり、OSU共用と同様に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- NTTのコアネットワークを共用することになるため、サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになること</li> <li>- 新サービスの提供や品質向上のために、サービスの提供方式の変更を計画した場合、OSUを共用する事業者間の調整と合意が必要となり、機動的なサービス提供や運用対応に障害がでること</li> <li>- 故障が発生した場合に、共用する事業者間での故障切分け、原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間を要する等、サービスレベルが低下すること</li> </ul> <p>といった、極めて重大な問題があることに加え、その実現のためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 送信元アドレスを見て事業者に振り分ける事業者振り分け機能の開発・導入</li> <li>- 収容ルータの上部に他事業者との接続用の帯域制御機能付きのゲートウェイ機能の開発・導入</li> <li>- 設備管理、オーダ流通、保守監視等のオペレーション機能の開発・導入</li> </ul> <p>等が必要となるため、当社としては実施する考えはありません。</p> |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>内容では大幅な改修を要する等の場合には、代替方法をご提案頂くことが必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> | <p>プラットフォーム機能について「NTT-NGN の詳細な技術仕様がわからない」「大幅な改修を要する等の場合には代替方法の提案が必要」とされておりますが、これまで他事業者から通信プラットフォーム機能に関する具体的な接続要望もないのが実情であり、まずは、要望される事業者にて、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが先決であると考えます。</p> <p>なお、平成 24 年 4 月に開催予定の第 7 回「PSTN マイグレーションに係る意識合わせの場」において、「事業者間の接続形態」をテーマに議論予定です。パブリックコメントでのご意見だけでなく、この場を活用して「中継局接続機能のオープン化」や「通信プラットフォーム機能のオープン化 (NNI)」についても具体的なお要望をご提示いただければ、その内容を基に検討していく考えです。</p> |
|--|--|--|

| 区分  | 他事業者意見  | 当社意見   |
|-----|---|--|
| 網改造 | <p>＜網改造費を必要とせずに他事業者が接続可能な網に構築し直すべきとのご意見＞</p> <p>NGNは、競争事業者との接続を前提とせずに、ボトルネック設備であるNTT東・西の光アクセス回線と一体として構築されており、他の事業者が新たに接続を行うにあたっては、NGNイーサネット接続機能に見られるように、多額の網改造費等の事業者個別負担を求められている状況にあり、公正競争上の問題が顕在化しています。</p> <p>公正競争を担保する観点から、NTT東・西は、網改造費を必要とせずに他の事業者が接続可能な網に構築し直すとともに、適切なコスト且つ必要なタイミングで競争事業者が必要な機能を利用できるようにすべきです。また、NGNは一種指定電気通信設備であり、NGN上で提供される、IP電話をはじめとする各種機能に対する接続料規制は引き続き必要です。</p> <p>＜NGN イーサネット接続料に関するご意見＞</p> <p>NGNイーサネット接続機能については、他の事業者との接続を想定しない前提で設計されていることにより、他の事業者が新たに接続を行うにあたって、これまでと同様に、多額の網改造費等の負担を求められている状況にあります。</p> <p>NGNはボトルネック設備と一体で構築されている第一種指定電気通信設備であり、本来は他の事業者が利用することを当初から想定し、追加的な網改造費を必要とせずに他の事業者が接続可能な網として構築されるべきであり、NTT東・西と他の事業者の同等な利用環境が担保されることが必要です。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p> | <p>当社は、イーサネットサービスとの相互接続について、NGNのサービス開始以前に、インタフェース条件や接続条件を事前に公表する等オープン化に取り組み、当初から他事業者との接続を前提とした対応を行うことで、当社と他事業者との接続の同等性を担保してきたところであり、公正競争条件は十分確保されています。</p> <p>一昨年、KDDIから、PVCタイプを利用するための相互接続を要望されましたが、当社は、お客様が複数拠点を結ぶネットワークを自在に構築できるCUGタイプを提供しており、PVCタイプを提供する予定はないため、PVCタイプの提供に必要なシステム改修費用として、少なくとも10億円程度の費用負担が必要となることをKDDIにご提示したところですが、これは現行接続料の認可の際の答申においても、一定の合理性があるものとして認められています。※</p> <p>これに対し、KDDIは、本意見募集において「NTT東・西の責任において網改造費を必要とせずに他の事業者が接続可能な網に構築し直すべき」との主張をされていますが、これは、個別の事業者が必要とする個別の機能に係る費用を、当該機能を利用しない事業者に求めることに留まらず、膨大な費用をかけて、NGNの再構築を求めるものであり、あまりにも乱暴なご意見であると考えます。</p> <p>加えて、「他の事業者が利用する機能を当初から想定し、追加的な網改造を必要とせずに他の事業者が接続可能な網として構築されるべき」とも主張されておりますが、当社において、他事業者がどのような機能をどういったインタフェースで接続したいのか、具体的な要望もない中で想定することは困難であり、仮に、そのような要望もない中で、当社が様々な事業者の要望を想定し開発を行った場合には、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、いたずらに開発コストが嵩み</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>非効率なネットワークとなり、その結果、低廉なサービスの提供に支障を来たすこととなります。</p> <p>したがって、KDDIのご主張は現実的ではなく、個別の事業者要望に基づき、個別の機能を具備するために要した費用については、当該事業者が負担するといった受益者負担の観点や、当該機能を利用する事業者と利用しない事業者との間の公平な費用負担の観点から、本費用については、これをご利用されるKDDIに負担していただくことが必要と考えます。</p> <p>なお、通信事業者がNTT1社しかなく、サービスも音声通信しかなかったPSTNとは異なり、IP網は最初から多数の事業者が当社に依存することなく自ら構築しております。また光アクセスも低廉な水準でアンバンドル提供しており、他事業者は、このアンバンドルされたアクセス又は自ら構築したアクセスと、自ら構築したネットワークを組み合わせ、エンドエンドでお客様にサービス提供しています。</p> <p>このように、自ら構築したネットワークと、自ら構築したアクセス又はアンバンドルされたアクセスを組み合わせ、お客様にサービス提供しているという点では、当社のNGNと他事業者のIP網には何ら違いはないことから、当社のNGNだけをアクセスと一体であることを理由に指定電気通信設備としていることには合理性がないと考えます。</p> <p>※審議会答申抜粋（H22.6.29）</p> <p>PVCタイプを実現するために必要なシステム改修に係る費用については、当該開発により実現される機能が基本的な接続機能に該当する場合には、当該機能を利用する者が負担する接続料の原価に算入することが適当である。この点、NTT東西が予定している負担方法では、（中略）PVCタイプのみが利用する機能分についてはPVCタイプを利用する事業者が負担することとしている。また、回収の方法についても、過不足なく費用を回収するに当たり予見可能性のある手法であることから、一定の合理性があると認められる。</p> |
|--|--|---|